

三 事業主側

(1) 名 稱 家田時計製作所

(2) 所屬工場、所在地及事業主、住所氏名
滝野川區昭和町二丁目九一番地

家田 徳太郎

(3) 事業の種類 時計部分品製造

(4) 資本金 五万圓

(5) 企業系統 ナシ

(6) 使用労働者数 三〇名以上 夜盤工二三名

(7) 労働賃銀 日給最高二五〇円 最低一五〇円 平均一四〇円

(8) 退職手当制度及福利施設、有無 ナシ

(9) 事業主、団体關係 ナシ

四 労働者側

(1) 爭議参加者数 一名

(2) 爭議参加者中組合加盟者数並其ノ組合名

一名 總同盟鉄工組合滝野川支部

(3) 應援団体名 ナシ

五 爭議發生原因

十月二十日午前九時頃標記工場職工石井茂藏ハ就業時間中
ナルニモ拘ラズ自己ハ職場ヲ離レ他ノ組合員ノ職場ニ赴キ
雜誌中ヲ事業主ニ發見注意サレタルニ却テ反感ヲ抱キ事業
主ト口論スルニ至レルヲ以テ事業主ヨリ解職ヲ勸告セラレ
タルニ因ル

六 經過

所轄滝野川署ニアリテハ十月廿三日午前十時勞資双方ヲ招
致シ種々斡施ニ努メタル結果午後一時左記ノ如キ覺書ヲ交
換ニ滿解決セリ

記